

ケアマネジャー試験対策書籍 訂正表

ご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
 ケアマネジャー試験対策書籍におきまして、誤りがございました。
 謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり、訂正させていただきます。

2015年版ケアマネジャー試験基本テキスト 合格への要点解説

該当ページ	誤	正
p105 9行目	～要支援は3カ月～12カ月の範囲内で短縮のみ可能。	～要支援は3カ月～12カ月の範囲内で短縮のみ可能。(この後に一文追加) 「新しい総合事業」を実施する市町村では、要支援更新認定においても24カ月まで延長できる。
p103【参考】特定疾患治療研究事業対象疾患と特定疾病	<p>【参考】特定疾患治療研究事業対象疾患と特定疾病 特定疾患とは、難治性の原因不明疾患の総称で、厚生労働省が定める「難病対策要綱」で難病(130種類)とするもののうち、次の事業に該当する疾病(56種類)をいう。 I) 特定疾患の原因や治療方法の解明を図ることを目的とする特定疾患治療研究事業 II) 医療費公費負担制度を事業内容とする特定疾患治療研究事業</p>	<p>「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が公布され、2015(平成27)年1月1日から施行された。 難病法で、医療費助成の対象となる疾病を「指定難病」となった(「特定疾患」の名称変更)。この指定難病は、患者数が一定の人数(予定では人口の0.1%程度)以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病のことを指す。 「特定疾患治療研究事業」では、56疾患しか医療費助成の対象になっていませんでしたが、難病法では、まず110疾病が指定された。、2015(平成27)年の夏頃には約300疾病が指定される予定。</p>
p116 下から1行目	～今回の2割事項負担対象者も同様	～今回の2割自己負担対象者も同様
p277 表中ステージ2(真皮)	水疱がみられる。細菌感染が起こりやすい	水疱やびらんなどの浅い潰瘍。細菌感染が起こりやすい
p342 下から15行	～などは「特定疾患」に指定されている。	～などは「指定難病」に指定されている。
p363 下から6行目	～訪問看護に分類される(P.363参照)。	～訪問看護に分類される(P.340(3)参照)。
p449 表中 特定施設入居者生活介護 要介護2 報酬改定後	579	597

p464 下から1行目	～れない(P.465参照)。	～れない(P.144参照)。
p497 表中 通いサービス 本体事業所	登録定員の1/2から19人	登録定員の1/2から18人
p530 下から6行目	(例: 登録定員25人以下)	(例: 登録定員29人以下)

2015年版ケアマネジャー本試験 既出問題パーフェクト解説

p383 設問66 解説④	～ただし、サテライト型事業所では19人以下。	～ただし、サテライト型事業所では18人以下。
p383 設問67 解説⑤	～登録定員の2分の1から19人までの範囲	～登録定員の2分の1から18人までの範囲

2015年版ケアマネジャー試験 完全対策問題400

p411 問題370 解説②	～通いサービスを利用できる定員は、登録定員の2分の1から15人までのである。	～通いサービスを利用できる定員は、登録定員の2分の1から18人までのである。
----------------	--	--